

令和 8 年度賃上げ・物価支援事業補助金（薬局分）Q&A

No.	内 容	質 問	回 答
1	交付対象について	令和 7 年(2025年) 5 月 1 日以降に開設した保険薬局は対象となるか。	令和 7 年(2025年) 5 月 1 日以降に開設した保険薬局も対象になりますが、本事業の申請時点で運営している店舗数に応じた支援となる点に留意してください。 その場合は、交付申請の添付書類として、同一グループ内の保険薬局数が確認できる書類を提出してください（国Q&A（第 1 版） 5 ）。
2	交付対象について	薬局（店舗）は熊本県内にあるが、開設法人の本社は熊本県外にある場合、申請できるのか。	本社が熊本県外にあっても、熊本県内を所在地とする保険薬局分については申請対象となります。 なお、記入上の注意として、同一グループ内の保険薬局数とは、厚生（支）局への届出をした全国の保険薬局を合算したものにしてください。 ○自社（個人含む）が以下のグループ＜参考＞に属していない場合 自社が国内で開設する全保険薬局数 となります。 ○自社（個人含む）が以下のグループ＜参考＞に属している場合 自社を含む同一グループが国内で開設する全保険薬局数 となります。 ＜参考：国Q&A（第 1 版） 36 より引用＞ 同一グループの保険薬局とは、次のいずれかに該当する保険薬局とする。 ① 保険薬局の事業者の最終親会社等 ② 保険薬局の事業者の最終親会社等の子会社等 ③ 保険薬局の事業者の最終親会社等の関連会社等 ④ ①から③までに掲げる者と保険薬局の運営に関するフランチャイズ契約を締結している者
3	交付対象について	廃業を視野に入れているが、申請は可能か。	交付対象となりません。今後も継続して保険調剤を行う意思を有する者に限ります。

令和 8 年度賃上げ・物価支援事業補助金（薬局分）Q&A

No.	内 容	質 問	回 答
4	賃上げ支援	賃上げ事業の対象職員を確認したい。	薬剤師、事務職員など薬局開設者と労働契約（雇用契約）を締結している者が対象となります。ただし、管理薬剤師については、労働契約（雇用契約）があっても対象外です。 【対象】 ・ 薬剤師、事務職員、その他の従業員（正社員、パート、常勤、非常勤を問わない。） 【対象外】 ・ 管理薬剤師 ・ 薬局開設者（法人にあっては当該法人の役員、個人事業主にあっては当該個人） ・ 役員報酬を得ている役員 ※育休中の職員は、対象に含まれません。（国Q&A（第1版）18）
5	賃上げ支援	一時金の支給を3月末までに行う必要があるが、給与の支払いが翌月払いの場合はどうすればよいか。	原則は3月中に支払う必要がありますが、どうしても3月末までに支給できない個別の事情（就業規則等で賃金や基本給等の引き上げ分の遡及分を翌月払いとしている場合等）があれば、4月以降とすることも許容されます。（参考：Q&A（第1版）16）
6	賃上げ支援	12月～5月分の賃上げを5月に一時金として支払うことはできるか。	できません。一時金は直ちに給与改定ができない場合の措置であり、4か月分（12～3月分）が上限ですので、4、5月はベースアップしていることが条件となります。
7	賃上げ支援	12月から5月までに新規採用した職員、退職した職員も事業の対象に含めるか。	採用月から（退職月まで）の分については可能です。基本給の引き上げ分は、採用月～5月分（12月～退職月）、一時金は採用月～3月（12月～退職月、遅くとも3月まで）が対象となります。（国Q&A（第1版）25、26）
8	賃上げ支援	6月以降に給与水準を下げることは可能か。	一時金や特別手当で実施した賃金改善の水準と全く同じにする必要はありませんが、本事業は賃上げに必要な経費として給付金を支給し、これを確実な賃上げに繋げることを目的としているため、極端な配分はできません。また、4、5月に実施した賃金改善の水準と6月1日以降の賃金改善の水準は原則、維持・拡大していただきます。（国Q&A（第1版）15）

令和８年度賃上げ・物価支援事業補助金（薬局分）Q&A

No.	内 容	質 問	回 答
9	賃上げ支援	ベースアップは全職員に対して行わなければならないのか。特定の職種だけでも可能か。また、ベースアップする額が基準月（11月）より何パーセント上回らないといけない等の条件はあるか。	誰にどれだけ配分するかは薬局の判断になります。また、基準月（11月）と比較して、どれだけ上回らないといけないといった条件はありません。ただし、一部の職員に賃金改善を集中させる等、著しく偏った配分にならないよう留意してください。
10	賃上げ支援	40歳以上の薬剤師は対象となるか。	この補助金を40歳以上の勤務薬剤師の賃上げに充当していただく事は可能です。 ただし、そうした場合には、現時点では、40歳以上の勤務薬剤師はベースアップ評価料の対象に含まれていませんので、当該職員の令和８年６月以降のベースアップのための特別な財源の措置はされていない点に留意してください。
11	物価支援	物価高騰対策支援金とこの事業とは異なるものなのか。重複して申請することもできるのか。	本事業は物価高騰対策支援金とは異なるため、対象であれば重複して申請することができます。

令和8年度賃上げ・物価支援事業補助金（薬局分）Q&A

No.	内 容	質 問	回 答
12	申請方法について	申請にはどんな書類が必要か。	以下の書類を御準備ください。 ①令和8年度(2026年度)熊本県薬局賃上げ・物価支援事業補助金交付申請書兼概算払請求書（第1号様式） ②申請薬局一覧（別紙1） ③賃上げ支援事業誓約書（別紙2） ④振込口座情報（通帳の写し）（別紙3） ※通帳の写しは、通帳を撮影した画像でも差し支えありませんが、<u>口座名義、口座番号、金融機関及び支店名が読み取ることができる鮮明なもの</u>を添付してください。 ※口座名義が申請者と異なる場合は、別途「委任状兼口座振替申出書（押印が必要）」（別紙4）の提出が必要です。
13	申請方法について	複数の薬局を開設している場合、申請は薬局ごとか、法人単位か。	薬局開設者が、交付対象である全ての薬局をとりまとめた上で、1件の申請書として申請してください。対象となる薬局については、申請薬局一覧（別紙1）に記載して提出してください。 ※同一の法人が開設する薬局について、支給口座を分ける必要がある等、とりまとめが困難な場合は、申請窓口まで御連絡のうえ、それぞれ申請をお願いします。
14	申請方法について	記載内容を証明する書類や領収書などを申請書に添付する必要はあるか。	申請時点で添付する必要はありませんが、補助金確定した年度の翌年度から5年間（令和13年度末まで）施設・事業所等において適切に保管するとともに、県から求めがあった場合は速やかに提出いただく必要があります。 ※虚偽の申請を行ったことが判明した場合は、返還を求めます。
15	申請方法について	申請書類に押印は必要か。	押印は必須ではありません。 押印を省略する場合は、申請書の書類発行責任者等について記入が必要です。 <u>※ただし、「委任状兼口座振替申出書」については押印が必要です。</u>

令和8年度賃上げ・物価支援事業補助金（薬局分）Q&A

No.	内 容	質 問	回 答
16	申請方法について	申請者と受取口座の名義が異なる場合はどうすればよいか。	原則として、補助金の受取口座は申請書に記載する申請者（法人の場合は法人）名義の口座としてください。 やむを得ず申請者と異なる口座とする必要がある場合は、「委任状兼口座振替申出書（ <u>要押印</u> ）」を申請書に添付してください。
17	申請方法について	同一法人で複数の薬局を開設している場合で、薬局毎に振込先口座を変えたい場合の申請はどうなるか。	複数薬局を開設している場合であっても、原則として、振込先口座は1つとし、1件の申請としてください。 やむを得ず口座を分ける必要がある場合は、予め申請窓口に連絡の上、振込先口座ごとに薬局を分けて申請してください。 ※その場合、重複して申請することのないよう十分注意してください。
18	申請方法について	実績報告書の提出は必要か。	令和8年(2026年)8月1日(土)までに賃金改善報告書（第3号様式別紙）、令和9年(2027年)3月31日(水)までに実績報告（第3号様式）を提出する必要があります。なお、対象経費は消費税及び地方消費税相当額を除いた分となるため、仕入控除税額の報告は不要です。 （参考）交付要項 第9条

令和8年度賃上げ・物価支援事業補助金（薬局分）Q&A

No.	内 容	質 問	回 答
19	申請方法について	申請の受付期間はいつまでか。また、補助金の支給はいつか。	申請受付期間は、令和8年(2026年)5月29日（金）までです。（郵送の場合は当日必着） 補助金の支給は、審査を終えたものから順次行います。審査状況によっては支給に時間がかかる場合があります。 ※交付が決定した場合、熊本県から交付決定通知書が届きますが、通知の発行日は、補助金の振込日ではありませんのでご注意ください。 ※個別の進捗状況、支給日（振込日）はお答えできません。
20	申請方法について	申請方法はどのようにすればよいか。	原則、以下の提出先アドレス（熊本県薬剤師会事務局内）宛てに申請書のファイルを電子メールにより提出してください。 【提出先】 （メールアドレス）r8chinagebukkahojo@kumayaku.or.jp ※電子申請が困難な場合や押印が必要な書類に限り、郵送での申請も受け付けます。 ※申請書等の様式は、熊本県薬剤師会又は熊本県薬務衛生課のホームページからダウンロードすることができます。
21	申請方法について	申請書類の作成方法等を直接相談したい場合の窓口はどこか。	本事業についての相談、問合せ窓口は熊本県薬剤師会事務局です。 （補助金相談窓口） 熊本県薬剤師会事務局 TEL:090-5928-5827 メール：info@kumayaku.or.jp
22	申請方法について	申請後に、記載漏れや標記誤りなど申請内容の誤りに気付いた場合はどうすればよいか。	No.21の補助金相談窓口へご連絡ください。 また、申請書類記載事項に疑義がある場合は、熊本県薬剤師会事務局から申請者に対して内容確認や、補正指示等について御連絡いたします。

令和8年度賃上げ・物価支援事業補助金（薬局分）Q&A

No.	内 容	質 問	回 答
23	実績報告申請方法について	賃金改善報告書の実績報告個別職種は何か。	薬局における実績報告個別職種は該当薬局に勤務する「40歳未満の薬剤師」及び「事務職員」となります。
24	実績報告申請方法について	賃金改善報告書の「給付金を活用した個別職種の賃金改善状況個別職種の賃金改善状況」は提出せず、施設全体の賃上げ状況の実績のみ報告することは可能か。	原則、個別職種の報告は必要となります。個別職種ごとの報告が困難な場合、「給付金を活用した個別職種の賃金改善状況個別職種の賃金改善状況」の最下部にある「その他職員の賃金改善の内容」にまとめて入力いただくことで差し支えありませんが、様式上から個別職種ごとの報告欄を削除することはお控えください。
25	実績報告申請方法について	賃金改善報告書の「非常勤職員の常勤換算数」の算出方法がわかりません。	常勤職員を「1」とし、非常勤職員の常勤換算数は以下の式によって算出してください。 $(\text{非常勤職員の所定労働時間}) \div (\text{常勤職員の所定労働時間})$ （※非常勤職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。） 【第3号様式別紙】賃金改善報告書作成例を御参照ください。
26	実績報告申請方法について	常勤換算等を行った場合に小数点以下が生じるが、四捨五入や切り捨て・切り上げを行う必要はあるのか。	四捨五入や切り捨て・切り上げは行わず、自然体で入力してください。
27	実績報告申請方法について	40歳未満の勤務薬剤師等の「40歳未満」とは、どの時点を指すのか。	賃金の支払いの対象となった月の初日時点で、40歳未満であれば対象として扱います。 例えば、4月分給与を5月に払う場合、4月1日時点の年齢で判定します。これはベースアップ評価料における取り扱いと同様になります。（ 厚生労働省「疑義解釈の送付について」別添2 ）
28	実績報告申請方法について	賃金改善報告書の「月額または月額換算額」の算出方法がわかりません。	【第3号様式別紙】賃金改善報告書作成例を御参照ください。